

都市第118号
令和4年5月20日

各土木事務所長 }
東部土木事務所登米地域事務所長 } 殿
(行政班 扱 い)

土木部長

「屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定等について」（平成27年4月1日付け
都市第27号土木部長通知）の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり一部改正しましたので、適切に事務処理願います。

記

改正概要

1 禁止地域の範囲の明確化

「屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定」（平成5年宮城県告示第1045号）において禁止地域に指定されている「県道築館登米線（みやぎ県北高速幹線道路）」について、自動車専用道路と同様の通行規制がされている道路のことであることを補足したものの。

2 その他、軽微な誤りを修正したものの。

担 当 : 行政班 鈴木
T E L : 022-211-3132
F A X : 022-211-3295
E - mail : tosikes@pref.miyagi.lg.jp